



鈴木宗男議員失職

実刑確定、収監へ

最高裁が
上告棄却
民主代表選に影響も

戦後4人目

北海道開発庁長官などに在任中、2社から計1100万円のわいろを受け取ったとして受託収賄やあっせん収賄など四つの罪に問われた新党大地代表の衆院外務委員長、鈴木宗男被告(62) 比例北海道ブロックの上告に対し、最高裁第

1小法廷は8日までに棄却する決定をした。懲役2年、追徴金1100万円とした一、二審判決が確定し、収監される見通し。 金築誠志裁判長ら裁判官5人全員一致の意見。 鈴木被告は決定に対して異議申し立てができる

が、退けられれば実刑が確定し、国会法、公選法の規定に基づいて議員を失職する。決定は7日付。 刑期終了後5年間は立候補できない。 国会議員が実刑確定で失職するのは、2003年1月の中村喜四郎元建設相(現衆院議員)以来

で、衆参両院事務局によると戦後4人目。 国会の要職に就く鈴木被告は14日投票の民主 党代表選に立候補している小沢一郎前幹事長を支援しており、今回の決定は選挙の行方にも何らかの影響を与える可能性がある。

被告側は「請託やわいろの授受はない」と無罪を主張していた。 決定理由で金築裁判長は、北海道開発局発注工事をめぐる受託収賄罪についてのみ言及し「職員に対する指導の形を借りた働き掛けは金銭を対価に行われ、北海道開発庁長官の職務に密接な関係がある」と判断。 一、二審が認定した開発局による受注業者指名の官製談合について、「正当な職務とはいえない」として受託収賄罪の成立に必要な職務権限がないとの弁護側主張を退けた。



控訴審判決で東京高裁に入る鈴木宗男被告
=08年2月

一連の事件では、鈴木被告のほかに、側近とされる佐藤優元外務省主任分析官(50)ら計11人が起訴。鈴木被告との共謀を認定された元秘書2人を含め、全員の有罪が既に確定している。